

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン諸島：CRSに関する最新情報 ～DITC ポータルのオープン～

2021年6月11日

2021年6月3日、ケイマン諸島国際税務協力局（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は News-Updates を更新し、2020年 CRS 及び FATCA 報告のための DITC ポータルをオープンしたこと、その他の留意事項を公表した。本ニュースレターでは DITC ポータルにて対応が必要となる事項及び留意点について簡単に概要を記す。

1. 2020年 CRS 及び FATCA 報告のため DITC ポータルがオープン

2021年6月3日、DITC は [News-Updates](#)（以下「通達」）（DITC ウェブサイト（英語、PDF））を更新し、2020年 CRS 及び FATCA 報告のために [DITC ポータル](#) をオープンした。また、DITC は併せて [DITC ポータルユーザーガイド Version 4.0](#)（DITC ウェブサイト（英語、PDF））を公開した。ユーザーガイドには CRS 報告に係る XML ファイルのアップロードに関する修正申告や取消申告の項目が追加されたが、前回のユーザーガイドから大幅な変更はない。

2. CRS 及び FATCA 報告等の期限

下表が CRS 及び FATCA に係る種々の対応期限となる。過年度より新型コロナウイルス感染症の影響等で対応期限が複数回延長されていたが、これ以上の期限延長は今の所予定されていないとされており、下表の対応期限を遵守する必要がある。CRS 及び FATCA の規則を遵守しない金融機関に対しては、最大 50,000 ドルの罰金、及び、状況によっては刑事訴追の可能性もあるため留意されたい。CRS 宣誓申告及び CRS 確認様式の対応については、デロイト トーマツ 税理士法人が作成した過去のニュースレター（[2020年12月15日号](#)）を参照されたい。

DITC ポータルへの登録（通知）	2021年4月30日
2019年度及び2020年度の CRS 報告	2021年7月31日
2019年度及び2020年度の CRS 宣誓申告	2021年7月31日
2019年度及び2020年度の FATCA 報告	2021年7月31日
2019年度及び2020年度の CRS 確認様式	2021年9月15日

3. DITC ポータルのテクニカルサポート

複数のユーザーが DITC ポータルへのアクセスについて、何らかの技術的な問題を経験しており、DITC ポータルのアカウント作成、又はアクセスができないようであるが、DITC ポータルへログインできないことは報告期限が遵守できなかったことに対する抗弁にはならず、DITC ポータルへのアクセスに問題があるユーザーは以下の方法により問題を解決することが推奨される。

- ① DITC ポータルの activation email が受領できない場合には、当該メールの送信アドレス及び、IP アドレスから送信されるメールがブロックされないようにしなければならない

- ② 暗号化の互換性がない、又は暗号化されていないために有効化用の電子メールを受け取れない場合には、ユーザーの IT チームに接続性ログの検証を依頼しなければならない
- ③ DITC ポータルでは、一部のブラウザが完全にはサポートされないため、Google Chrome 又は Firefox のいずれかのブラウザの使用が推奨される
- ④ DITC ポータルでは JavaScript の使用が必須であり、使用しているブラウザで JavaScript を有効化しなければならない

4. CRS 及び FATCA 規則に基づく正確な分類、通知などの重要性

金融機関は CRS 及び FATCA 規則の目的上、自身が正確に分類されていることを確認しなければならない。DITC は金融機関が提出した CRS 及び FATCA に関する情報を種々のデータ元と照合しており、金融機関が規則に基づいて正確な分類及び、通知をしていない場合には、規則違反と見做され、DITC が誤分類を発見した場合には、適切な遵守を強制するための措置を講じる可能性がある。

5. CRS 報告実施の際の留意点

2020 年年度の CRS 報告においては、2021 年 3 月 1 日に公開された [2021 CRS Reportable Jurisdictions](#) (DITC ウェブサイト (英語、PDF)) に基づいて報告対象者を抽出する必要があり、今回 Albania 及び New Caledonia が新たに追加されている。

また、経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development : OECD) は CRS XML Scheme Version 2.0 及び、CRS User Guide Version 3.0 を公表しており、DITC ポータルでの 2020 年度の CRS 報告についてもこれらが適用されることとなる。DITC ポータルにおいては CRS XML Generator Tool が利用可能であり、エクセルシートに報告に係る情報を入力することで CRS 報告の電子データである XML ファイルを作成することができる。

また、CRS 報告に当たって以下の点も留意する必要がある。

- ① 不記録口座 (Undocumented Accounts) としての報告は、対象となる口座が既存個人口座で一部の特殊な状況においてのみ報告されるものである。新規口座については常に有効な自己宣誓書類を徴求しなければならない
- ② 納税者番号 (Tax Identification Number : 以下「TIN」) 及び、生年月日については、個人及び実質的支配者の報告において必須項目である。新規口座の場合にはこれらの情報が含まれる自己宣誓書類を入手することが義務付けられているため、これらの情報は報告に含めなければならない。ただし、報告対象となる国において TIN を発行していない又は、TIN の取得を義務付けていない場合にはこの限りではない

6. FATCA 報告実施の際の留意点

FATCA 報告実施に当たり米国 TIN の報告は必須であるが、口座保有者から米国 TIN が入手できなかった場合において、なぜ入手できなかったかをより理解するため、金融機関が米国 TIN が入手できない状況における報告において、TIN 欄に入力できるための一連のコードが制定されている。ただし、これらのコードの使用は任意であり必須ではない。

コード	理由
22222222	唯一の米国人示唆情報が米国の出生地である既存個人口座
33333333	以下である新規個人口座：(1) 米国の出生地の示唆情報を有し、かつ (2) 以下のいずれかである： (a) 当初口座開設時に入手された自己宣誓が正確性や信頼性に欠ける原因となる状況の変化があり、新たな自己宣誓が未入手である。又は (b) 口座開設時に本人確認・報告を行う基準値未満であったが、その後基準値を超え、自己宣誓が未入手である。
44444444	以下である既存個人口座及び既存事業体口座：(1) 米国の出生地以外の米国人示唆情報を有し、かつ (2) 以下のいずれかである： (a) 当初入手された自己宣誓またはその他の本人確認書類が正確性や信頼性に欠ける原因となる状況の変化があり、新たな自己宣誓またはその他の本人確認書類が未入手である。又は (b) 口座開設時に本人確認・報告を行う基準値未満であったが、その後基準値を超え、自己宣誓又はその他の本人確認書類が未入手である。
55555555	以下である新規個人口座及び新規事業体口座：(1) 米国の出生地以外の米国人示唆情報を有し、かつ (2) 以下のいずれかである：

	<p>(a) 当初入手された自己宣誓又はその他の本人確認書類が正確性や信頼性に欠ける原因となる状況の変化があり、新たな自己宣誓又はその他の本人確認書類が未入手である。又は</p> <p>(b) 口座開設時に本人確認・報告を行う基準値未満であったが、その後基準値を超え、自己宣誓又はその他の本人確認書類が未入手である。</p>
666666666	口座残高が 1,000,000 ドルを超える既存事業体口座で、受動的 NFFE が保有し、それに関して自己宣誓が未入手で、その支配者に関して米国人示唆情報が特定されていないもの。
777777777	TIN が入手不可能であり、口座が休眠又は不活動であるが、引き続き報告の基準値を超えている既存口座用。「休眠口座」としても知られる。参考までに、米国は米国財務省規則§1.1471-4(d)(6)(ii)で「休眠口座」を定義している。

おわりに

ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告及び CRS 確認様式の提出が必須となるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	近藤 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万人を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム及びそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバー ファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー ファーム及び関係法人のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001